

| | |
|------|---|
| 事 案 | 病院を開設した者が、病床数、病床の種別、その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき |
| 根拠法令 | 医療法第7条第2項、同法施行規則第1条の14第3項 |
| 提出期限 | 事前 |
| 提出窓口 | 管轄保健所 |
| 添付書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 定款、寄附行為又は条例（開設者が法人であって、開設の目的及び維持の方法を変更するとき。開設者において原本証明） 2 敷地面積の平面図（第1図～第2図。敷地の面積及び形状に変更があるとき。現在及び変更後の図面） 3 建物配置図（第3図として。増改築等により建物の配置を変更するときの現在図） 4 建物配置図（第4図として。増改築等により建物の配置を変更するときの変更後図） 5 建物の構造概要が記載された平面図（第5図として。増改築等により建物の構造を変更するときの現在図） 6 建物の構造概要が記載された平面図（第6図として。増改築等により建物の構造を変更するときの変更後図） 7 エックス線関係図面（エックス線装置に係る申請の場合。①管理区域を明示した隣接部の平面図〔上下階含む〕 ②使用室の詳細図〔平面図、断面図〕 ③遮へい計算書 ④遮へい計算詳細図 ⑤装置の仕様書〔型式、定格出力、製造販売業者名、薬事法承認番号の確認できるもの〕） 8 厨房詳細図（給食施設を変更するとき） |
| 提出部数 | 2部 |
| 手数料 | なし |

| 様式の審査要領 | |
|--------------|--|
| 「申請者」欄 | <ol style="list-style-type: none"> 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名が記載されていること。 2 医師及び歯科医師にあつては、開設者個人の住所及び氏名が記載されていること。 <p>（その他留意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、（独立行政法人のうち政令で定めるもの、日本郵政公社又は労働福祉事業団）の開設する病院については、厚生労働大臣の承認とする。 2 許可の対象となるのは、開設者が、医師、歯科医師及び法人の場合である。 |
| 1 病院名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「病院開設許可」もしくは「一部変更届」がなされている名称が、記載されていること。 2 原則として、医師及び歯科医師にあつては、開設者の姓を冠していること。 3 法人にあつては、定款等に記載されている名称と一致していること。 |
| 2 開設の場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地番まで正確に記載されていること。 |
| 3 診療科名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療法施行令第3条の2に規定されている診療科名であること。 2 医療法第6条の6第1項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。（医療法施行規則第1条の10第1項） 3 麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書」の写し（保健所で原本照合済みのもの）を添付すること。 |
| 4 病床種別ごとの病床数 | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般、療養、精神、結核及び感染症の病床種別ごとの病床数が記載されていること。 2 開設許可又は変更許可病床数については、どちらか直近の許可病床数が記載されていること。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>3 既使用許可済病床数については、当該使用許可申請前に、既に使用許可を受けている病床数が記載されていること。</p> <p>4 使用許可対象病床数については、使用許可申請により、使用前検査を受けようとする病床数が記載されていること。</p> |
| 5 変更理由 | <p>1 変更理由が「具体的」かつ「詳細」に記載されていること。（あくまでも「変更理由」を記載すること。「変更内容」ではない。）</p> <p>2 社会保険等の施設基準を取得するという理由は一切認めない。</p> |
| 6 変更事項 | <p>1 該当する変更事項が、適切に選択されていること。</p> <p>(1) 開設の目的及び維持の方法 (2) 従業者の定員 (3) 敷地の面積及び平面図 (4) 建物の構造概要及び平面図 (5) 法定施設等の構造設備の概要 (6) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数</p> <p>2 別紙1から6は、該当する変更事項のみ添付されていること。</p> <p>3 開設の目的及び維持方法は、医師又は歯科医師が開設者の場合は、該当しない。</p> |
| 7 使用許可申請 | <p>1 使用許可申請が必要かどうか、適切に選択されていること。</p> <p>2 使用許可申請が「<input checked="" type="checkbox"/> 要」になっている場合、設備の使用予定年月日が記載されていること。</p> |
| 別紙1 開設の目的及び維持の方法 | |
| 開設の目的 | <p>1 開設の目的</p> <p>(1) 病院を開設する目的が具体的に記載されていること。</p> <p>(2) 定款、寄附行為又は条例等に基づき記載されていること。</p> |
| 維持の方法 | <p>2 維持の方法</p> <p>(1) 病院を維持する具体的な方法が記載されていること。</p> <p>(例) 診療報酬による。</p> |
| 別紙2 従業者の定員 | |
| 従業者の定員 | <p>1 定員とは、当該病院における各従業者について、開設者が定めた必要数のことである。</p> <p>2 病床数の増加による定員変更の場合は、別紙2-1の様式により標準数が算出されていること。</p> <p>3 定員は、法に定める標準数と同等又はそれ以上の員数であること。</p> <p>4 標準員数が定められている職種（医療法施行規則第19条第1項）</p> <p>(1) 医師 (2) 歯科医師 (3) 薬剤師 (4) 看護師及び准看護師 (5) 看護補助者 (6) 栄養士 (7) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 (8) 理学療法士及び作業療法士</p> |
| 別紙2-1 医師、歯科医師、看護師その他の従業員の標準員数 | |
| 1 入院患者数等 | <p>1 増床の場合における1日平均入院患者数は、許可病床数については、実入院患者が許可病床数80%未満の場合は、80%とし、80%以上の場合は実数とする。</p> <p>また、増床分については、その80%とする。</p> <p>2 推定外来患者数については、病院側の推定数とするが、実外来患者数を勘案した上での推定外来患者数とする。</p> <p>3 調剤数は、次の方法により算定すること。</p> <p>調剤数（薬剤師の間では通常調剤件数と呼称されている）の算定は、処方せん枚数ではなく、次の点を踏まえ処方ごとに算定するものである。</p> <p>なお、注射薬、酸素については算定しない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>(1) 内服薬：1回の処方にかかる調剤について、服用時点が同時で、かつ服用回数と同じであるものについては、1剤（配合不適等、調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合及び固形剤と内服液剤並びに内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合については別剤）とする。</p> <p>(2) 浸煎剤、頓服薬：1回の処方にかかる調剤について1剤とする。</p> <p>(3) 外用薬：1回の処方にかかる調剤について、次の区分ごとに1剤とする。液剤、巴布薬、塗布薬、点眼薬、点耳薬、点鼻薬、座薬、浣腸薬、トローチ薬</p> <p>4 外来患者に係る取扱処方せんとは、院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その名称の如何を問わないものであり、患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方せん）を含まないものであること。（平成10年11月30日付け健政発第1250号「薬剤師の人員配置基準の見直し」について）</p> |
| <p>2 医師標準員数</p> | <p>1 医療法第21条第1項第1号の規定による病院（同法施行規則第19条第1項第1号）</p> <p>(1) 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもつて除した数</p> <p>(2) 一般病床、感染症病床及び結核病床に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数</p> <p>(3) 外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5（耳鼻いんこう科又は眼科については、5）をもつて除した数</p> <p>(4) (1)から(3)までの和（以下「特定数」という。）が52までは医師3人とする。</p> <p>(5) 特定数が52を超える場合には、特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数を医師の人数とする。</p> <p>2 医療法施行規則第43条の2の規定による病院</p> <p>医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院（特定機能病院を除く。以下「内科等5科を有する100床以上の病院等」という）であって、精神病床を有する病院</p> <p>(1) 療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもつて除した数</p> <p>(2) (1)以外の病床の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数</p> <p>(3) 外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5（耳鼻いんこう科又は眼科については、5）をもつて除した数</p> <p>(4) (1)から(3)までの和（以下「特定数」という。）が52までは医師3人とする。</p> <p>(5) 特定数が52を超える場合には、特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数を医師の人数とする。</p> <p>3 医療法施行規則附則第49条の規定による病院</p> <p>療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を越える病院に対する経過措置</p> <p>(1) 上記の「1」「2」の(4)で「52までは医師3人」とあるのは、「36までは医師2人」とする。</p> <p>(2) 特定数が36を超える場合には、特定数から36を減じた数を16で除した数に2を加えた数を維持の人数とする。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>3 歯科医師標準員数</p> | <p>1 歯科専門病院の場合（医療法施行規則第 19 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(1) 歯科（矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を含む。）専門の病院については、入院患者が 5 2 までは 3 とし、それ以上 1 6 又はその端数を増すごとに 1 を加え、さらに外来患者についてその病院の実状に応じた必要数を加えた数とする。</p> <p>(2) 病院の実状に応じた必要数とは、歯科医師 1 人 1 日当たり取扱い外来患者数は、概ね 20 人とする。（立入検査要綱）</p> <p>2 その他の病院の場合</p> <p>(1) 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者が 1 6 までは 1 とし、それ以上 1 6 又はその端数を増すごとに 1 を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についてその病院の実状に応じた必要数を加えた数とする。</p> <p>(2) 病院の実状に応じた必要数とは、歯科医師 1 人 1 日当たり取扱い外来患者数は、概ね 2 0 人とする。（立入検査要綱）</p> |
| <p>4 看護師（准看護師）標準員数</p> | <p>1 医療法第 21 条第 1 項第 1 号の規定による病院</p> <p>(1) 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数</p> <p>(2) 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 をもって除した数</p> <p>(3) (1) と (2) を加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 3 0 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数を看護師（准看護師）の人数とする。</p> <p>(4) ただし、産婦人科又は産科においては、そのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>2 内科等 5 科を有する 1 0 0 床以上の病院かつ、精神病床を有する病院（医療法施行規則第 4 3 条の 2）</p> <p>(1) 療養病床、結核病床に係る入院患者の数を 4 をもって除した数</p> <p>(2) 一般病床、精神病床及び感染症病床に係る入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 を持って除した数</p> <p>(3) (1) と (2) を加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 3 0 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数を看護師（准看護師）の人数とする。</p> <p>(4) ただし、産婦人科又は産科においては、そのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> |
| <p>5 薬剤師標準員数</p> | <p>1 医療法第 2 1 条第 1 項第 1 号の規定による病院</p> <p>(1) 精神病床及び療養病床に係る入院患者については患者 1 5 0 人に対して薬剤師 1 人とする。</p> <p>(2) (1) 以外の病床に係る入院患者については、患者 7 0 人に対して薬剤師 1 人とする。</p> <p>(3) 薬剤師数は、(1) 及び(2) の算定数と外来患者に係る処方せんの数を 7 5 をもって除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する）とする。</p> <p>2 内科等 5 科を有する 1 0 0 床以上の病院等</p> <p>(1) 療養病床に係る入院患者については、患者 1 5 0 人に対して薬剤師 1 人とする。</p> <p>(2) (1) 以外の病床に係る入院患者については、患者 7 0 人に対して薬剤師 1 人とする。</p> <p>(3) 薬剤師数は、(1) 及び(2) の算定数と外来患者に係る処方せんの数を 7 5 をもって除</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| | <p>した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する）とする。</p> <p>3 外来患者に係る取扱処方せんとは、院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その名称の如何を問わないものであり、患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方せん）を含まないものであること。</p> |
| 6 看護補助者数 | <p>1 医療法第21条第1項第1号の規定による病院</p> <p>(1) 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1とする。</p> |
| ※特定機能病院のみ | |
| 医師標準員数 | <p>1 医療法22条の2第1号の規定による特定機能病院（同法施行規則第22条の2第1項第1号）</p> <p>(1) 入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数を2.5を持って除した数</p> <p>(2) 外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5をもつて除した数</p> <p>(3) (1)と(2)の数の和を8で除した数</p> |
| 歯科医師標準員数 | <p>1 医療法22条の2第1号の規定による特定機能病院</p> <p>(1) 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上とし、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数</p> <p>(2) 病院の実状に応じた必要数とは、歯科医師1人1日当たりの取扱い外来患者数は、概ね20人とする。（立入検査要綱）</p> |
| 看護師（准看護師）標準員数 | <p>1 医療法22条の2第1号の規定による特定機能病院</p> <p>(1) 入院している患者（新生児を含む。）の数が2又はその端数を増すごとに1と外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上</p> <p>(2) ただし、産婦人科又は産科においては、そのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> |
| 薬剤師標準員数 | <p>1 医療法22条の2第1号の規定による特定機能病院</p> <p>(1) 入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とし、調剤数80又はその端数を増すごとに1を標準とする。</p> |
| 【その他】 | |
| 助産師数 | <p>1 産婦人科又は産科を有する病院【病院及び特定機能病院とも】</p> <p>(1) 産婦人科又は産科の患者に対する看護師（准看護師を含む）必要数のうち、適当数が助産師で占められていること。（医療法施行規則第19条第1項第4号ただし書き、第22条の2第1項第4号）</p> <p>(2) 適当数とは、産婦人科又は産科の入院患者がいる場合に1人以上必要である。</p> |
| 栄養士数 （特定機能病院においては管理栄養士） | <p>【病院】</p> <p>1 100床以上の病院に1人必要である。（医療法施行規則第19条第1項第6号）</p> <p>【特定機能病院】</p> <p>1 管理栄養士を1名以上必要である。（医療法施行規則第22条の2第1項第5号）</p> |
| 診療放射線技師、事務員その他の従業者 | <p>【病院】</p> <p>1 病状の実状に応じた適当数（医療法施行規則第19条第1項第7号）</p> |
| 理学療法士及び | <p>【療養病床を有する病院】</p> |

| | |
|------------------|--|
| 作業療法士 | 1 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数が必要である。（医療法施行規則19条第1項第8号） |
| 非常勤医療従事者の常勤換算 | 1 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。 2 原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。 ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。 なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。 （例）月1回のみ勤務サイクルの場合は、1/4を乗じること。 |
| 別紙3 敷地の面積及び平面図 | 1 現在・変更後それぞれの状況が同一図面に記載できない場合は、現在・変更後の図面がそれぞれ添付されていること。 2 現在・変更後それぞれの状況が同一図面に記載できる場合は、現在及び変更後の状況を同一図面に示し、増減分を斜線で明示されていること。 3 平面図は、寸法及び面積が記載されていること。 |
| 別紙4 建物の構造概要及び平面図 | |
| 1 建物面積及び建築延面積 | 1 建築面積とは、建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。以下同じ）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。 ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は当該建築物の建築面積に算定しない。 2 建築延面積は、各階の有効床面積を合計した面積が記載されていること。 3 建築面積及び建築延面積は、病院全体の面積であること。 |
| 2 除却施設の構造概要 | 1 構造欄には、耐火構造、準耐火構造、防火構造、不燃材料、木造等の別が記載されていること。 |
| 3 新・増築施設の概要 | |
| (1) 建物棟別構造概要 | 1 構造欄には、耐火構造、準耐火構造、防火構造、不燃材料、木造等の別が記載されていること。 |
| (2) 患者の使用する廊下の幅 | 1 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、片廊下は、内法で1.8m以上、両側居室の廊下は、内法で2.7m以上であること。（医療法施行規則第16条第1項第11号イ） 2 1以外の病床の廊下の幅は、片廊下は、内法で1.8m以上、両側居室の廊下は、内法で2.1m以上であること。（医療法施行規則第16条第1項第11号ロ） 3 旧医療法第7条第1項の開設許可を受けている病院の建物（以下、「既存病院建物」という。）内の患者が使用する廊下については、上記1及び2の規定は適用せず、なお、従前の例による。（医療法施行規則附則第8条） 【従前の例】 ・療養病床：片廊下1.2m以上、両廊下1.6m以上 ・一般病床：片廊下1.2m以上、両廊下1.6m以上 4 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。 「継続的に使用する」とは、特定の者が継続的に使用する場合のみならず、不特定の者が入れ代わり立ち代わり特定の室を継続的に使用する場合をも含む。 （例） デイルーム、医局等 |

| | |
|--|--|
| | <p>便所、手洗所等の一時的に使用される室、廊下、階段等の移動のための空間、設備室、倉庫等、通常、人が使用しない室は居室に該当しない。</p> <p>5 療養病床の廊下には、適当な手すりが設けられていること。（Q&A）</p> <p>6 廊下の幅については、病床種別ごとに記入すること。</p> <p>※ 例外規定（規第 43 条の 2） 次の (1) 又は (2) に該当する病院の精神病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、片廊下は、内法で、1.8m 以上、両側居室の廊下は、内法で 2.1m 以上であること。 (1) 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。） (2) 100 人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院（特定機能病院を除く。）</p> |
| <p>(3) 階段の構造概要</p> | <p>1 名称には、階段の名称が記載されていること。</p> <p>2 階段及び踊り場の幅は、内法で 1.2m 以上、けあげは 0.2m 以下、踏面は 0.24m 以上であること。（医療法施行規則第 16 条第 1 項第 9 号イロ）</p> <p>3 階段には、適当な手すりが設けられていること。（医療法施行規則第 16 条第 1 項第 9 号ハ）</p> <p>4 階段室防火戸は、内法で 1.2m 以上であること。</p> <p>5 階段が複数ある場合は、全ての階段が廊下でつながれていること。 ただし、避難階段については、その必要はない。</p> <p>6 階段の必要数 (1) 2 階以上の階に病室がある場合（医療法施行規則第 16 条第 1 項第 8 号） ア 2 階以上の各階における病室の床面積の合計が、それぞれ 50 m² 超（主要構造部が、耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100 m² 超）の場合は、患者の使用する屋内直通階段は、2 つ以上必要であるが、エレベーターが設置されている場合、又は 50 m² 以下（主要構造部が、耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100 m² 以下）の場合は、1 つとすることができる。 (2) 3 階以上の階に病室がある場合（医療法施行規則第 16 条第 1 項第 10 号） ア 建物が耐火構造であって病室の床面積の合計が、100 m² 超の場合は、避難階段 2 つと、屋内直通階段 2 つ（エレベーターが設置されている場合は 1 つ）が必要である。 イ 病室の床面積の合計が、100 m² 以下の場合は、避難階段 2 つと、屋内直通階段 1 つが必要である。 ウ ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第 123 条第 1 項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p> |
| <p>4 構造変更の概要（<input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>除却 <input type="checkbox"/>用途変更 <input type="checkbox"/>改造 <input type="checkbox"/>室名変更 <input type="checkbox"/>機器の更新）</p> | <p>1 用途変更又は改造により変更のあった各室について、記載されていること。</p> <p>2 各室の記号は、申請者において付し、平面図にも記載されていること。</p> <p>3 室名欄の <input type="checkbox"/> は、当該室が法定施設の場合に <input checked="" type="checkbox"/> にし、その後ろに室名を記入すること。</p> <p>4 床面積は、壁芯面積で記載されていること。</p> <p>5 増築とは、建物に付け加えて建築することをいう。</p> <p>6 除却とは、建物の全部又は一部を取り壊すことをいう。</p> <p>7 用途変更とは、構造の変更は伴わず、単に各室の用途を変更することをいう。</p> <p>8 改造とは、構造の変更を伴う作り変えをいう。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>9 室名変更とは、構造及び用途の変更は伴わず、単に室の名称を変更することをいう。</p> <p>10 機器の更新とは、診療用エックス線装置が増設、除却、変更することをいう。</p> |
| 5 建物配置図及び平面図 | <p>1 図面には、除却施設を青線、新・増築施設を赤線、用途変更、改造の施設は黄線で明示されていること。</p> <p>2 配置図及び平面図中の病院外施設については斜線で明示すること。</p> <p>3 平面図には、寸法及び面積が記載されていること。</p> <p>4 平面図については、病室及び法定施設には、バス、トイレ、洗面ユニット等固定された設備が記載されていること。</p> <p>5 病室には必ず、ベッドの位置が記載されていること。</p> |
| 別紙 5 法定施設等の概要 | <p>1 現在許可を得ている法定施設から除却する場合や改造・用途変更等により無くなる場合には「現施設からの減」に該当し、○印がされていること。</p> <p>2 現在許可を得ている法定施設から新たに作る場合や改造などによる面積変更・用途変更等により変更があった場合には「現施設からの増」に該当し、○印がされていること。 また、使用許可対象施設については各法定施設の構造設備の概要の添付が必要である。</p> <p>3 療養病床を有する病院のみ機能訓練室、談話室、食堂及び浴室が法定施設である。</p> <p>4 分べん室及び新生児入浴施設については、産婦人科又は産科を標榜する病院においてのみ法定施設である。</p> <p>5 法定施設の緩和措置に係る規定に留意すること。</p> |
| (1) 診察室 | <p>1 室名には、第一内科診察室、第一外科診察室等の名称が記載されていること。</p> <p>2 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>3 診察室は、診療科ごとに専用の診察室が設けられていること。（医療法第21条第1項第2号） ただし、1人の医師が同時に2以上の診療科の診察にあたる場合、その他特別な事情がある場合は、同一の室を使用できる。（医療法施行規則第20条第1号）</p> <p>4 診察室と処置室が兼用されている場合は、総面積を診察室床面積欄に記載し、そのうちに処置室の占める床面積が処置室床面積欄に記載されていること。（診察室と処置室の兼用：医療法施行規則第20条第4号ただし書き） なお、診察室と処置室が兼用されている場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。</p> <p>5 診療科名については、診察室ごとに記載されていること。</p> |
| (2) 処置室 | <p>（医療法第21条第1項第4号）</p> <p>1 室名には、処置室、リハビリテーション室（療養病床を有しない病院が該当する。）、ギプス室、人工透析室、回復室、内視鏡室、胃カメラ室等の名称が記載されていること。 （回復室等については、処置を行う場合には処置室となる。また、内視鏡室等については、処置を併せて行う場合には処置室となる。検査のみの場合は臨床検査施設とする。）</p> <p>2 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>3 処置室は、診療科ごとに専用の処置室が設けられていること。ただし、場合により2以上の診療科についてこれを兼用することができる。（医療法施行規則第20条第4号）</p> <p>4 診療科名については、処置室ごとに記載されていること。</p> |
| (3) 手術室 | <p>（医療法第21条第1項第3号）</p> <p>1 室名には、第一手術室、第二手術室、バイオクリーンルーム等の名称が記載されていること。</p> <p>2 手術室は、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこ</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>う科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においては、設置しなければならない。（医療法施行規則第 20 条第 2 号）</p> <p>診療科名については、「外科」との組み合わせによるものを含む。例えば「乳腺外科」など。（Q&A）</p> <p>3 手術室に、エックス線装置を備える場合は、エックス線診療室と同等の防護が施されていること。（医療法施行規則第 30 条の 14 及び規則第 30 条の 4）</p> <p>なお、「(5) 診療用エックス線装置及び同診療室」にも記載すること。</p> <p>手術室の入口の扉には、管理区域の標識が付されていること。（医療法施行規則第 30 条の 16）</p> <p>また、エックス線装置を使用しているときは、出入口にその旨を表示すること。（医療法施行規則第 30 条の 20 第 2 項第 1 号）</p> <p>手術室内には、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。（医療法施行規則第 30 条の 13）</p> <p>4 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。（医療法施行規則第 20 条第 3 号）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「準備室を附設しじんあいの入らないよう」：前室、準備室及び更衣室を備え、更衣室は廊下から出入りできる構造となっており、かつ更衣室から前室に出入りできる構造など。 ・「不浸透質のもの」：陶製タイル、テラゾー、プラスチックなど（Q&A） ・「適当な暖房」：ダクト方式、ファンコイル方式など ・「清潔な手洗いの設備」：準備室に、手洗滅菌装置が設置されているなど。 <p>5 準備室には、手洗滅菌装置、手術用被服、包帯材料、機械器具消毒設備が整備されていること。なお、当該設備が、準備室になく、中央材料室にある場合は、主な設備の概要欄にその旨が記載されていること。</p> <p>6 暖房の方法については、ダクト方式、ファンコイル方式等、具体的な方法が記載されていること。</p> <p>7 防爆設備とは、エーテルなどの可燃性麻酔ガスを使用した際、これによっておこる爆発事故を防ぐ対策設備のことであり、その有無が記載されていること。</p> <p>（防爆設備の例：床を導電性になっている、火花放電防止のスイッチ・コンセント）</p> <p>8 防爆設備がない場合は、その理由が記載されていること。</p> |
| <p>(4) 臨床検査施設</p> | <p>（医療法第 21 条第 1 項第 5 号）</p> <p>1 室名については、臨床検査室、MR I 室、脳波室、心電図室、生化学検査室等の名称が記載されていること。</p> <p>2 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>3 申請書様式に記載されている検査設備は、必要に応じて適宜設置されていること。</p> <p>○必要な検査設備の例（Q&A）</p> <p>血色素計、血沈管台、顕微鏡、電気冷蔵庫、血球分類計算機、遠心機、光電比色計</p> <p>4 防火設備（火気を使用する場所の周辺に露出木部のないような構造）が設けられていること。（医療法施行規則第 16 条第 1 項第 15 号）</p> <p>5 臨床検査施設は、喀痰、血液、尿、ふん便等について、通常行われる臨床検査のできるものであること。（医療法施行規則第 20 条第 5 号）</p> <p>6 臨床検査業務を委託している場合は、委託業者名と委託内容が記載されていること。</p> <p>7 臨床検査施設については、検体検査を委託する場合は、当該検査に係る施設を設けな</p> |

いことができる。（医療法施行規則第 20 条第 6 号）
 ただし、夜間救急時の検査体制が確保されていること。
 なお、生理学的検査に係る施設については、当該検査の外部委託は認められない。（医療法第 15 条の 2、医療法施行令第 4 条の 7 第 1 号）

○医療法施行令

（診療等に著しい影響を与える業務）

第 4 条の 7 法第 15 条の 2 に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 1 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務
 →【上記 6 検査のみ委託できるものとし、これ以外の検査（生理学的検査）は委託できない】

○医療法等の一部を改正する法律等の施行について（H13. 2. 22 医政発 125）

第 6 必置施設の緩和

- 1 病院等が有しなければならないこととされている施設について、外部委託の進展等により一律の義務付けの必要性が薄れてきた施設について、①から④までのとおり緩和等を行うこと。
 ② 臨床施設について、検体検査の業務を委託する場合にあつては、当該検査に係る施設を設けないことができることとするが、検体検査の業務を外部委託する場合であっても、休日・夜間や救急時の体制が確保されていること。
 なお、生理学的検査を行う場所は原則として病院又は診療所等医業の行われる場所に限定されるものであること。

○臨床検査（生理学的検査）業務委託について（H6. 12. 27 指 83）

【照会】 病院を開設している医療法人と有限会社との間で、臨床検査（生理学的検査）業務委託契約「有限会社が臨床検査業務（心電図等）を受託実施するもの」を締結することは、次の理由により認められないと考えるがいかがか。

- 1 臨床検査（生理学的検査）業務を院内において外部業者に行わせることは労働者派遣法に抵触するおそれが極めて高く、医療法第 15 条の 2、同法施行令第 4 条の 6 の規定に照らしても、生理学検査の業務は法の予定するものではないと考えられるため。

【回答】 貴見のとおりである。

運用については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号 厚生省健康政策局指導課長通知）に留意すること。

【参考】○臨床検査技師等に関する法律施行規則

（法第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査）

第 1 条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

- 1 心電図検査（体表誘導によるものに限る。）
- 2 心音図検査
- 3 脳波検査（頭皮誘導によるものに限る。）
- 4 筋電図検査（針電極による場合の穿刺を除く。）
- 5 基礎代謝検査

| | |
|-----------------------------|--|
| | <p>6 呼吸機能検査（マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。）</p> <p>7 脈波検査</p> <p>8 熱画像検査</p> <p>9 眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。）</p> <p>10 重心動揺計検査</p> <p>11 超音波検査</p> <p>12 磁気共鳴画像検査</p> <p>13 眼底写真検査（散瞳薬を投与して行うものを除く。）</p> <p>14 毛細血管抵抗検査</p> <p>15 経皮的血液ガス分圧検査</p> <p>16 聴力検査（気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。）</p> <p>イ 周波数 1,000 ヘルツ及び聴力レベル 30 デシベルのもの</p> <p>ロ 周波数 4,000 ヘルツ及び聴力レベル 25 デシベルのもの</p> <p>ハ 周波数 4,000 ヘルツ及び聴力レベル 30 デシベルのもの</p> <p>ニ 周波数 4,000 ヘルツ及び聴力レベル 40 デシベルのもの</p> <p>8 MR I 室を設置する場合</p> <p>診療用磁力線に対する基準は医療法にはないが、医療法第 20 条の「病院は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。」とされているので、次の点に留意のうえ、これを設置することが望ましいと考える。（Q&A）</p> <p>(1) 注意標識の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者に対する注意事項 ・立入禁止の表示（ペースメーカー装着者、外科用クリップ埋込者等） <p>(2) 金属探知機、酸素モニター等の配慮</p> <p>(3) 磁力線の防護措置の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の精密医療機器への配慮 <p>(4) 安全管理のための研修等</p> |
| <p>(5) 診療用エックス線装置及び同診療室</p> | <p>(医療法第 21 条第 1 項第 6 号)</p> <p>1 エックス線装置を使用する場合は、専用の室が必要であり、同装置を使用する室の名称が記載されていること。（医療法施行規則第 30 条の 1 4 及び規則第 30 条の 4）</p> <p>（例）エックス線撮影室、CT 撮影室、第一血管造影室等</p> <p>2 用途については、エックス線装置の使用目的が具体的に記載されていること。</p> <p>（例）一般撮影、透視撮影（テレビ透視）、血管造影撮影、全身用 CT 撮影</p> <p>3 固定・移動・携帯の別については、エックス線装置ごとに選択されていること。</p> <p>移動型又は携帯型エックス線装置の場合は、鍵のかかる等適切な保管場所を記載すること。（医薬発第 188 号通知）</p> <p>4 移動型又は携帯用エックス線装置であっても、エックス線診療室に据え付けて使用する場合は、固定である。</p> <p>5 製作者名は、薬事法第 63 条第 1 項第 1 号に定める製造販売業者名を記載すること。</p> <p>6 型式については、装置の記号、番号及び呼称が記載されていること。（医療法施行規則第 24 条の 2）</p> <p>7 定格出力は、高電圧発生装置の定格出力であつて、変圧器式は連続定格及び短時間定格の最高電圧が記載され、蓄電式は、コンデンサーの最高充電電圧及び容量が記載され</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>ていること。</p> <p>8 エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。（医療法施行規則第 30 条の 4 第 2 号）</p> <p>9 床面積は、各エックス線診療室及び操作室ごとに記載されていること。</p> <p>10 エックス線の漏洩を防止するために壁、床、天井に使用した遮へい物の材質及びその厚さが記載されていること。また、移動型又は携帯型エックス線装置を一時的な管理区域を設けて使用する場合は、当該表（室の遮へい物の材質及びその厚さ等）の記載は不要。</p> <p>（例）コンクリート（20 cm）、鉛ボード（1.5mm）</p> <p>11 エックス線装置は、内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には設けなければならない。（医療法施行規則第 20 条第 7 号） 診療科名については、「内科」との組み合わせによるものを含む。例えば「糖尿病・代謝内科」など。（Q&A）</p> |
| <p>(6) 調剤所</p> | <p>（医療法第 21 条第 1 項第 7 号、同法施行規則第 16 条第 1 項第 14 号）</p> <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 照度については、薬品棚で 60 ルクス以上、調剤台の上で 120 ルクス以上が必要である。</p> <p>3 換気方法は、換気扇、空気調整装置等、具体的な方法が記載されていること。</p> <p>4 薬品棚は、劇薬及びその他の薬品と区分して収納され、劇薬は赤で表示されていること。</p> <p>5 毒薬は、その直接の容器又は直接の被包に、黒地に白枠、白字をもって、その品名及び「毒」の文字が記載されていること。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 44 条第 1 項）</p> <p>6 劇薬は、その直接の容器又は直接の被包に白地に赤枠、赤字をもって、その品名及び「劇」の文字が記載されていること。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 44 条第 2 項）</p> <p>7 麻薬保管庫、毒薬保管庫は施錠可能な堅固な設備であつて、床又は壁に固定されていること。</p> <p>○薬局等構造設備規則（昭和 36 年 2 月 1 日厚生省令第 2 号） 最終改正：令和 3 年 1 月 29 日厚生労働省令第 15 号 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 6 条第 1 号（第 26 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 13 条第 2 項第 1 号（第 23 条において準用する場合を含む。）、第 28 条第 3 項第 1 号及び第 39 条第 2 項の規定に基づき、薬局等構造設備規則を次のように定める。</p> <p>第一章 薬局、医薬品の販売業並びに医療機器の販売業、賃貸業及び修理業 （薬局の構造設備）</p> <p>第 1 条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>2 換気が十分であり、かつ、清潔であること。</p> <p>5 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあつては 60 ルックス以上、調剤台の上にあつては 120 ルックス以上の明るさを有すること。</p> <p>7 冷暗貯蔵のための設備を有すること。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>○麻薬及び向精神薬取締法 （保管）</p> <p>第 3 4 条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。</p> <p>2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。</p> <p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 （貯蔵及び陳列）</p> <p>第 4 8 条 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。</p> <p>8 申請書様式に記載されている調剤設備は、必要に応じて適宜設置されていること。 ○医療法施行規則第 1 6 条第 1 項第 1 4 号「調剤所の構造設備は次に従うこと。」</p> <p>イ 採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。</p> <p>ロ 冷暗所を設けること。</p> <p>ハ 感量 10 ミリigram のてんびん及び 500 ミリigram の上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。</p> <p>9 調剤所の中に投薬口がある場合は、投薬口は開閉できる構造となっていること。</p> |
| (7) 給食施設 | <p>(医療法第 2 1 条第 1 項第 8 号)</p> <p>1 給食施設は入院患者の全てに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒施設を備えなければならない。(医療法施行規則第 2 0 条第 8 号)</p> <p>2 食品衛生法の施設基準が適用されるので、留意すること。(詳細な施設基準は「寝屋川市食品衛生法施行条例」による。)</p> <p>3 調理室の床については、次の要件を有していること。(寝屋川市食品衛生法施行条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不浸透性材料で作られていること。 ・ 排水溝を有すること。 ・ 清掃が容易にできるよう平滑であり、かつ、適当なこう配のある構造であること。 ・ 水その他の液体により特に汚染されやすい部分は、耐水性材料（厚板、モルタルその他水により腐食しにくいもの）で作られていること。 <p>4 洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とは、床に適当な勾配をつける等をいう。</p> <p>5 防火構造とは、建築基準法施行令で定める防火性能を有するものをいう。(例示：鉄網モルタル塗、しっくい塗などの構造)</p> <p>6 照明については、概ね 5 0 ルクス以上であること。</p> <p>7 各機器の配置及び専用便所等を記載した平面図「厨房詳細図」が添付されていること。</p> <p>8 給食業務を委託している場合は、委託業者名と委託内容が記載されていること。</p> <p>9 医療法第 1 5 条の 2 の規定により、調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。(医療法施行規則第 2 0 条第 9 号) ただし、再加熱等の作業に必要な設備については設けなければならない。(Q&A) なお、運用については、「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 1 5 日付け指第 1 4 号 厚生省健康政策局指導課長通知)に留意すること。</p> |
| (8) 消毒施設 (被服・寝具等) | <p>(医療法第 2 1 条第 1 項第 1 2 号、同法施行規則第 2 1 条第 1 項第 1 号)</p> <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 消毒施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。（医療法施行規則第21条第2項第1号）</p> <p>3 消毒方法については、ホルマリン消毒等、具体的な方法が記載されていること。</p> <p>4 消毒室には、スノコ状の棚が設けられていることが望ましい。</p> <p>5 消毒室の換気扇は、シャッター付のものであり、スイッチは室外に設けられていることが望ましい。</p> <p>6 消毒施設は、病室、食堂、調理室又は配膳室から相当な間隔を保って設けられていることが望ましい。 ただし、これらの構造設備が完全で、他を汚染する恐れがない場合は、この限りでない。</p> <p>7 感染症病室又は結核病室を有する病院については、病院にあつては医療法第21条第1項第1号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を設けること。（医療法施行規則第16条第1項第12号） 例示：真空消毒装置、蒸気消毒装置、ホルマリン兼蒸気消毒装置など</p> <p>8 消毒業務を委託している場合は、委託業者名と委託内容が記載されていること。</p> <p>9 医療法第15条の2の規定により、繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。（医療法施行規則第21条第1項第1号） なお、運用については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号 厚生省健康政策局指導課長通知）に留意すること。</p> |
| (9) 洗濯施設 | <p>（医療法第21条第1項第12号、同法施行規則第21条第1項第1号）</p> <p>1 洗濯施設については、病院が患者の治療、入院のために必要とする手術用被服、包帯材料、寝具類の一切を洗濯するための施設をいう。</p> <p>2 洗濯業務を委託している場合は、委託業者名と委託内容が記載されていること。</p> <p>3 寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。（医療法施行規則第21条第1項第1号） なお、運用については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号 厚生省健康政策局指導課長通知）及び「患者等の寝具類の洗濯業務の委託について」（平成6年9月1日指第59号厚生省健康政策局指導課長通知）に留意すること。</p> <p>4 患者用の洗濯施設は法定外施設であり、設置については任意である。</p> |
| (10) 分べん室 | <p>（医療法第21条第1項第10号）</p> <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室が必ず設置されていること。（医療法第21条第1項第10号）</p> <p>3 出産直後の新生児の入浴のため、分べん室内に入浴施設が設けられていることが望ましい。（簡易型・移動式でも可）</p> |
| (11) 新生児入浴施設 | <p>（医療法第21条第1項第10号）</p> <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 産婦人科又は産科を有する病院にあつては、新生児の入浴施設が必ず設置されていること。（医療法第21条第1項第10号）</p> <p>3 新生児入浴施設を設置する室は、原則として独立した室とすることが必要であるが、新生児室内に設置されている場合は、この限りでない。</p> |
| (12) 機能訓練室 | <p>（医療法第21条第1項第11号、療養病床を有する病院）</p> <p>1 室名には、リハビリテーション室、言語聴覚療法室等の名称が記載されていること</p> <p>2 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>3 療養病床を有する病院にあつては、1以上の機能訓練室は面積40㎡以上（内法）であること。（医療法施行規則第20条第11号）</p> <p>4 必要な機器、器具を備えていること。（医療法施行規則第20条第11号） （例）訓練マットとその附属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具（角度計、握力計等）（Q&A）</p> <p>5 療養病床以外の病床に入院している患者と共用することは可能である。</p> <p>6 なお、経過措置型（既存病床からの転換）については、機能訓練を行うために十分な広さを有していること。</p> |
| (13) 食堂 | <p>（医療法第21条第1項第12号、同法施行規則第21条第1項第2号、療養病床を有する病院）</p> <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 療養病床を有する病院にあつては、療養病床入院患者1人当たり1㎡以上（内法）となっていること。（医療法施行規則第21条第2項第3号）</p> |
| (14) 浴室 | <p>（医療法第21条第1項第12号、同法施行規則第21条第1項第2号、療養病床を有する病院）</p> <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 浴室は、特殊浴槽を設けること、あるいは通常の浴槽等に必要な工夫を施すことにより、身体の不自由な者が入浴するのに適した構造であること。（医療法施行規則第21条第2項第4号、Q&A）</p> |
| (15) 談話室 | <p>（医療法第21条第1項第12号、同法施行規則第21条第1項第2号、療養病床を有する病院）</p> <p>1 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有していること。（医療法施行規則第21条第2項第2号）</p> <p>2 患者の利用に支障がなければ、食堂等と兼用してもよい。（平成10年5月19日付け健政発第639号厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」）</p> |
| (16) 歯科技工室 | <p>1 室名は、平面図の室名と一致していること。</p> <p>2 歯科技工室には、防塵設備その他の必要な設備を設けること。（医療法施行規則第16条第1項第13号） 【参考】歯科技工所の構造設備に準じること</p> <p>3 換気設備としての換気扇は、必ず設置されていること。</p> <p>4 防塵設備とは、他室と区画するために壁等を設けること。 なお、できるかぎりダストコレクターを設置すること。</p> <p>5 防火設備とは、火気を使用する周辺に露出木部のないように設備することをいう。</p> <p>6 歯科医業を行う病院であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要を記載した申請書を提出しなければならない。（医療法施行規則第1条の14第1項第13号）</p> |
| (17) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室 | <p>（医療法施行規則第25条各号）</p> <p>1 加速器の種別は、直線加速器又はベータトロンなどの別を記載すること。</p> <p>2 製作者名は、薬事法第63条第1項第1号に定める製造販売業者名を記載すること。</p> <p>3 型式については、装置の記号、番号及び呼称が記載されていること。</p> <p>4 定格出力は、電子線及びエックス線の最大エネルギーが記載されていること。</p> <p>5 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する場合は、専用の室が必要であり、同装置を使用する室の名称が記載されていること。（医療法施行規則第30条の14） （例）高エネルギー放射線発生装置使用室、放射線治療室、リニアック室</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>6 診療用高エネルギー放射線発生装置を操作する操作室が必要である。</p> <p>7 床面積は、高エネルギー放射線発生装置使用室及び操作室ごとに記載されていること。</p> <p>8 遮へい物の材質及び厚さについては、放射線の漏洩を防止するために壁、床、天井に使用した遮へい物の材質及び厚さが記載されていること。 (例) コンクリート (100 cm) コンクリート (80 cm)、鉄板 (30 cm)</p> |
| <p>(18) 診療用放射線照射装置及び同使用室・治療病室</p> | <p>(医療法施行規則第 2 6 条各号)</p> <p>1 下限数量に 1 0 0 0 を乗じて得た数量を超える密封された放射性同位元素を装備するものが該当する。(医療法施行規則第 2 4 条第 3 号)</p> <p>2 製作者名は、薬事法第 6 3 条第 1 項第 1 号に定める製造販売業者名を記載すること。</p> <p>3 型式については、装置の記号、番号及び呼称が記載されていること。</p> <p>4 装備されている放射性同位元素の種類は、原子記号で記載されていること。 (例) Co-60、Ir-192</p> <p>5 数量は、放射性同位元素の数量をベクレル (Bq) 単位で記載されていること。</p> <p>6 診療用放射線照射装置を使用する場合は、専用の室が必要であり、同装置を使用する室及びこれに関連し、必要な室の名称が記載されていること。(医療法施行規則第 3 0 条の 1 4) (例) 放射線照射装置使用室</p> <p>7 診療用放射線照射装置を操作する操作室が必要である。</p> <p>8 当該放射線治療を受けている患者以外の患者の被ばく線量が 3 か月につき 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれがある場合には放射線治療病室を有すること。(規則第 3 0 条の 1 2 及び規則第 3 0 条の 1 5 並びに医薬発第 1 8 8 号通知)</p> <p>9 床面積は、放射線照射装置使用室及びその他関連する必要な室ごとに記載されていること。</p> <p>10 遮へい物の材質及び厚さについては、放射線の漏洩を防止するために壁、床、天井に使用した遮へい物の材質及び厚さが記載されていること。 (例) コンクリート (80 cm) コンクリート (80 cm)、鉄板 (30 cm)</p> |
| <p>(19) 診療用放射線照射器具及び使用室・治療病室</p> | <p>(医療法施行規則第 2 7 条各号)</p> <p>1 下限数量に 1 0 0 0 を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素を装備するものが該当する。(規則第 2 4 条第 4 号)</p> <p>2 放射性同位元素の種類は、原子記号で記載されていること。また、物理的半減期が記載されていること。 (例) Ra-226、Co-60、I-125 1 6 0 0 年 5 0 年 5 9 日</p> <p>3 形状については、放射線照射器具の形が、管状のものを管、針状のものを針、球状のものを球、それ以外をその他とする。また、器具の型式を記載すること。</p> <p>4 1 個当たりの数量については、型式ごとに保有する放射線照射器具の 1 個当たりの数量をベクレル (Bq) 単位で記載されていること。</p> <p>5 合計数量は、型式ごとに保有する放射線照射器具の合計数量をベクレル (Bq) 単位で記載されていること。 $1 \text{ 個当たりの数量 (Bq)} \times \text{個数} = \text{合計数量 (Bq)}$</p> <p>6 放射性同位元素の物理的半減期が 3 0 日以下の場合には、1 日最大使用予定数量及び最大貯蔵予定数量をベクレル (Bq) 単位で記載すること。(規則第 2 7 条第 2 項第 2 号)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(例) Au-198、Rn-222 2.7日 3.8日</p> <p>7 診療用放射線照射器具を使用する場合は、専用の室が必要であり、同器具を使用する室及びこれに関連し、必要な室の名称が記載されていること。（医療法施行規則第30条の14）</p> <p>(例) 放射線照射器具使用室、放射線照射器具室、放射線治療病室、貯蔵室、処置室</p> <p>8 当該放射線治療を受けている患者以外の患者の被ばく線量が3か月につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれがある場合には放射線治療病室を有すること。（医療法施行規則第30条の12及び規則第30条の15並びに医薬発第188号通知）</p> <p>9 床面積は、放射線照射器具使用室及びその他関連する必要な室ごとに記載されていること。</p> <p>10 遮へい物の材質及び厚さについては、放射線の漏洩を防止するために壁、床、天井に使用した遮へい物の材質及び厚さが記載されていること。</p> <p>(例) コンクリート (40 cm) コンクリート (40 cm)、鉄板 (10cm)</p> |
| <p>(20) 放射性同位元素装備診療機器及び使用室</p> | <p>(医療法施行規則第27条の2各号)</p> <p>1 製作者名は、薬事法第63条第1項第1号に定める製造販売業者名を記載すること。</p> <p>2 型式については、装置の記号、番号及び呼称が記載されていること。</p> <p>3 装備されている放射性同位元素の種類は、原子記号で記載されていること。</p> <p>(例) I-125、Am-241、Gd-153</p> <p>4 数量は、放射性同位元素の数量をベクレル (Bq) 単位で記載されていること。</p> <p>5 用途については、放射性同位元素装備診療機器の使用目的が具体的に記載されていること。</p> <p>6 放射性同位元素装備診療機器を使用する場合は、同装置を使用する室の名称が記載されていること。（医療法施行規則第30条の14）</p> <p>7 遮へい物の材質及び厚さについては、放射線の漏洩を防止するために壁、床、天井に使用した遮へい物の材質及び厚さが記載されていること。</p> <p>8 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。また、扉等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。（医療法施行規則第30条の7の2）</p> |
| <p>(21-1) 診療用放射性同位元素（治験薬）および使用室・治療病室 (21-2) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治験薬）及び使用室・治療病室</p> | <p>(医療法施行規則第28条各号)</p> <p>1 放射性同位元素の種類は、原子記号で記載されていること。</p> <p>(例) I-125、Fe-59、Tc-99、Ga-67、Tl-201</p> <p>2 形状は、種類ごとに固体、液体、気体の別が選択されていること。</p> <p>3 年間使用予定数量については、放射性同位元素の数量をメガベクレル (MBq) 単位で記載されていること。</p> <p>4 3月間最大使用予定数量は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間のことである。（医薬発第188号通知）</p> <p>5 1日最大使用予定数量は、1日に使用する放射性同位元素の最大予定数量をメガベクレル (MBq) 単位で記載されていること。</p> <p>6 最大貯蔵予定数量は、貯蔵する放射性同位元素の最大予定数量をメガベクレル (MBq) 単位で記載されていること。</p> <p>7 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合は、専用の室が必要であり、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室及びこれらに関連した必要な室の名称が記載されていること。（医療法</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>施行規則第 30 条の 14)</p> <p>(例) 放射性同位元素使用室、準備室、陽電子準備室、陽電子待機室、操作室</p> <p>8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の室内には、陽電子断層撮影装置を操作する場所を設けないこと。(医療法施行規則第 30 条の 8 の 2)</p> <p>9 当該診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者以外の患者の被ばく線量が 3 か月につき 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれがある場合には放射線治療病室を有すること。(医療法施行規則第 30 条の 12 及び規則第 30 条の 15 並びに医薬発第 188 号通知)</p> <p>10 放射性治療病室は、存在する病棟とその病床数を記載すること。</p> <p>11 床面積は、放射性同位元素使用室及びその他関連する必要な室ごとに記載されていること。</p> <p>12 遮へい物の材質と内装材料については、放射線の漏洩を放射線同位元素による汚染を防止するために壁、床、天井に使用した遮へい物の材質と内装材料が記載されていること。(医療法施行規則第 30 条の 8、規則第 30 条の 8 の 2、)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁 コンクリート (20cm)、R I ペイント塗装 コンクリート (20cm)、鉛 (2mm)、樹脂ペイント塗装 ・床 コンクリート (20cm)、ローンリニウム張り、継目は溶接 ・天井 コンクリート (20cm)、石こうボード張り、R I ペイント塗装 <p>13 内部の壁、床、その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとする。また、表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる。</p> <p>(注) タイル、P タイル張りは不可である。</p> <p>14 放射線同位元素を使用する施設の主要構造部等が耐火構造又は不燃材料を用いた構造であること。</p> |
| <p>(22) 精神・結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備</p> | <p>1 精神病室</p> <p>(1) 精神病室については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講じること。(医療法施行規則第 16 条第 1 項第 6 号)</p> <p>(2) 必要な方法の例</p> <p>ア 保護室を設置すること。</p> <p>イ 家具及び部屋の隅、角部は丸く面取りをしておくこと。</p> <p>ウ 合併症（結核・感染症など）病棟は、他の病棟と遮断し、病棟配膳、病棟消毒を行うなどの方法により感染を防止すること。</p> <p>【参考】「精神病院建築基準の改正について」 (昭和 44 年 6 月 23 日付け衛発第 431 号 厚生省公衆衛生局長通知)</p> <p>○病棟部の設計</p> <p>1 基本事項</p> <p>(1) 病棟部は看護上、管理上 30 床ないし 50 床の看護単位を基本とし、性別、年齢別、病態別、病状別に応じた区分をする。男女の患者は分離するが、男女の病室が明確に区分されていれば同一病棟内でも差し支えない。</p> <p>(2) 患者の在院期間は、比較的長期にわたることが多く、肉体的には健康のものが多いため、医療面のみならず生活面についても細心の考慮を払わなければならない。そのため病室とデイルームは区別し、また、できるだけ戸外に出られやすいように設計し、生活が無味単調になることを避け、生活空間はなるべく変化ある豊かなものとする。</p> <p>(3) 病棟部には、次の室又は機能を営む場所を必要とする。ただし、これらの室の一部について</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>は、必ずしも別々に設ける必要はなく、兼用することも差し支えない。</p> <p>ア 病室：一般病室、保護室、合併症病室</p> <p>イ 患者の生活的施設：デイルーム、食堂、配膳室、浴室、便所、洗面所、足洗場、患者用洗濯室及び物干場、面会室、患者私物格納庫</p> <p>ウ 診療及び看護関係施設：診療室、処置室、看護員室、看護員仮眠室、汚物処理室、職員便所、リネン室</p> <p>エ その他の施設：倉庫、掃除具置場</p> <p>(4) 病棟部の面積は、病室以外に生活面のスペースを必要とするので、病棟共通部分を含めて、1床当たり約 25 m²（平成 13 年 3 月 1 日に既に存するものにあつては、約 20 m²）程度とする。</p> <p>(5) 合併症病棟を設ける場合は、一般病棟と区分し、種類の異なる合併症患者ごとに分離又は隔離できるよう配慮する。また、中央配膳、中央食器消毒方式を採用する場合でも伝染性の合併症患者のみは、病棟配膳、病棟消毒とする。</p> <p>(6) 保護室の数は、收容する患者の種類によって異なるが、一般には全病床数の 5%程度とする。</p> <p>(7) 病棟内の開口部は、室内を明るくし夏の通風をよくするために開口部を十分に設ける必要があるが、同時に脱院等事故防止の方策を講じる必要がある。</p> <p>(8) 病棟の鍵は、非常の際の混乱を避けるためすべて共通のものとする。</p> <p>2 病室</p> <p>(1) 一般病室</p> <p>ア 病室が個人の生活場所となるには 4床ないし 6床（最大）以下がのぞましい。</p> <p>イ 病室は洋室（ベッド式）、和室（畳式）を問わず、生活場所としての雰囲気を出すことが必要である。例えば、洋室にする場合には、テーブル、椅子、戸棚、ロッカー等を置き、和室の場合には、押入れ、私物入れ場所、縁側等を設ける。押入の内部は不燃性とし、天井は天井裏へ入れないように堅固なものとする。</p> <p>ウ 各部室のドア又は引違い戸は、病状視察の上からその一部を透明硝子にすることが便利である。しかし、患者の立場からいうと落ちつかない気分がするので、患者の種類によつては、遮へいしなければならないこともある。</p> <p>(2) 保護室</p> <p>ア 保護室は、個室で 10 m²（6帖）程度の広さとする。</p> <p>イ 他患者に悪影響がないように配慮する。堅固であることが必要であるが、そのために圧迫感を与えないように考慮し、時には普通病室として使用し得るような配慮も必要である。</p> <p>ウ 保護室のまわりでは細部設計に特別の注意を払い、採光、換気、通風、冷暖房等の環境条件には特に考慮する必要がある。</p> <p>窓は特に採光、通風、換気がよく操作容易で堅固なものであるよう考慮する。一般廊下側にはあまり露骨にのぞきこむ感じを与えない小窓をつける。壁は堅固で、外傷の危険が少なく、しかもやわらかい感じのするものがよい。例えば板張りとし部屋の四隅は丸くする。床は縁甲板張りで頑丈な板がよい。モルタル塗りは冬季に寒く、また、陰惨な感じを与えるのでよくない。掃除に便利であるように床面との境は丸くする。扉は外面開きとし、内面に把手をつけなくて堅固なものとする。</p> <p>便所を設ける場合は水洗式とし、不潔にならないようにその設計には特に注意が必要である。</p> <p>エ 暖房設備は患者の暴行によってラジエーターが破損したり、ラジエーターそのものによって外傷を受けないようにするためカバーが必要である。また、2室の間仕切壁に埋込むことも双方からの会話のおそれがあるので、特別の考慮が必要である。室内の温度は廊下より調節できるようにするのがよい。</p> <p>(3) 合併症病室</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>ア 合併症病棟を設けない場合は、一般病棟内に合併症状、精神症状の別に収容できるように個室を多く設ける。この場合、洋式（ベッド式）が望ましい。</p> <p>イ 伝染性の合併症患者を収容する病室は、他の病室と明確に遮断又は隔離しなければならない。</p> <p>3 患者の生活的施設</p> <p>入院患者の大部分は、他科の入院患者とは異なり、常時臥床の必要のない者が多く、日中の生活は殆んど起きているのが常態であるので、生活スペースを十分に考慮することが必要である。したがって、患者用の家具や調度品を入れて、入院生活を活動的でしかもくつろいだ家庭的雰囲気の中で楽しくすごせるように配慮すべきである。</p> <p>(1) デイルーム：病室以外にもつぱら患者の談話、娯楽、生活療法等の用に供するための室を設けること。</p> <p>(2) 食堂：患者が一度に食事できるような広さが必要である。この場合、スペース等の関係で独立して設けることができない場合は、デイルームの一部を食堂としてもよい。</p> <p>(3) 配膳室</p> <p>ア 配膳室は、食堂と区切り、膳はカウンターから受渡しする。</p> <p>イ 設備としては、食器洗場、配膳台、食器戸棚等を整備する。</p> <p>(4) 浴室</p> <p>ア 浴室は、各病棟内に設けることが望ましい。</p> <p>イ 看護者が入浴の介補をする必要がある場合を考慮して、できるだけ広めに設計する。</p> <p>ウ なるべく上がり湯及びシャワーを取付ける。脱衣場には、鏡、体重計等を設置することが望ましい。</p> <p>(5) 便所</p> <p>ア 便所は男女別に設ける。</p> <p>イ 便所は、看護員室から出入りの監視ができる位置に設け、水洗式とし、防臭、換気には充分配慮する。職員用便所は別に設ける。</p> <p>ウ ドアは、内部から鍵のかからないようにする。転倒等を考慮して病室の廊下面と同じ高さにし、下駄は用いないですむようにする。</p> <p>(6) 洗面所：必ずしも一室を設ける必要はなく、廊下の一側にアルコーブをとったり、窓から流しを持ち出しにしたりして、使用に当って便利なように設備する。この場合、洗面介補の必要ある患者もいるので、それに便利であるように考慮する。</p> <p>(7) 足洗場：屋外の出入口に近接して、なるべく設けるように考慮する。</p> <p>(8) 患者用洗濯室：患者自身の持物を簡単に洗える場所を設ける。洗面所等を利用してよい。電気洗濯機を置くよう考慮されればさらに便利である。また、簡単な干し場を付設する。</p> <p>(9) 面会室：看護員室の近くに設ける。</p> <p>(10) 患者私物格納庫：1室を設けて出し入れに便利なように棚を設け、かつ換気を十分にする必要があるのである。</p> <p>(3) 精神障害者であっても、自傷他害の恐れがなく開放的な医療が適当と認められる者のみを入院させることを目的とする精神病院又は精神病棟においては、精神病室の鉄格子等によるしゃ断設備を必置のものとして取り扱う必要はないと考えられるので、ナースステーションが適切に配置されている場合等必要な人的物的措置が講じられている場合には使用許可を与えても差し支えない。（昭和40年8月5日付け医発第961号厚生省医務・公衆衛生局長連名通知）</p> |
|--|--|

| | |
|---------------------------------------|---|
| | <p>2 感染症病室、結核病室</p> <p>(1) 感染症病室及び結核病室には、病院の他の部分及び外部に対して感染予防のためにシャ断その他必要な方法を講ずること。(医療法施行規則第16条第1項第7号)</p> <p>(2) 感染症病室及び結核病室が、機械換気のとときは、空気が風道を通じて他の部分に流入しないようにすること。</p> <p>(3) 感染症病室及び結核病室を有する病院にあつては、医療法施行規則第21条第1項第1号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備が設けられていること。(医療法施行規則第16条第1項第12号)</p> <p>(4) 必要な消毒施設とは、医療看護用具、衣類、寝具、汚染物及び食器等の消毒設備をいい、消毒施設は必ずしも蒸気、ガスによる必要はなく薬物による消毒でも差し支えない。</p> |
| <p>別紙6 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数</p> | |
| <p>1 病床数及び病床の種別ごとの病床数</p> | <p>1 病床の種別ごとに記載されていること。</p> <p>2 現在の病床数は、開設許可又は変更許可を受けている病床数が記載されていること。</p> <p>3 除却とは、病室が存する施設を取り壊す等により病床数が減少することをいい、新増築分とは、病室が存する施設を新築・増築することにより病床数が増加することをいう。</p> <p>4 用途変更減とは、現在病室であるものを他の室へ転用することにより病床数が減少することをいい、用途変更増とは、従来病室でなかった室を病室に転用することにより病床数が増加することをいう。</p> <p>5 定員減とは、病室の構造変更が伴わず、単に病床数が減少することをいい、定員増とは、病室の構造変更が伴わず、単に病床数が増加することをいう。 (例：4床室を3床室に変更。個室を2床室に変更)</p> <p>6 その他とは、上記3～5に該当せず、病床数が減床・増加することをいう。 (例：構造変更により2病室を1病室に変更する。病床の種別の変更)</p> |
| <p>2 病室別病床数等</p> | <p>1 変更のある病室のみ記載されていること。</p> <p>2 室名は、平面図と同一の室名が記載されていること。</p> <p>3 ICUについては、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしており、近畿厚生局長に届け出て、届出が受理されている場合、室名の下に「(施設基準届出)」と記載されていること。</p> <p>4 病床種別は、一般、療養、精神、結核、感染症の別が記載されていること。</p> <p>5 現在の病床数は、開設許可又は変更許可を受けている病床数が記載されていること。</p> <p>6 床面積は、建築基準法による面積が記載されていること。</p> <p>7 療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。(医療法施行規則第16条第1項第2号の2)</p> <p>8 有効床面積は、内法によって測定し、患者1人につき、6.4㎡以上必要である。(医療法施行規則第16条第1項第3号イ)</p> <p>9 小児だけを入院させる病室の床面積は、上記8に規定する病室の床面積の3分の2以上とすることができること。ただし、1の病室の床面積は、6.3㎡以下であってはならない。(医療法施行規則第16条第1項第4号)</p> <p>10 既存病院(平成13年3月1日の時点で開設許可を受けている病院)建物内の療養病床及び旧療養型病床群に係る病室以外の病室の床面積については、上記8の規定にかかわらず、内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては、患者1人につき4.3㎡以上とする。(平成13年厚生労働省令第8号附則第5条)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>11 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床（病床転換による病院療養病床）であって、改正前の平成5年改正省令附則第3条の規定の適用を受けているものに係る病室の床面積については、上記の規定にかかわらず、患者1人につき6.0㎡以上とする。（平成13年厚生労働省令第8号附則第6条、第7条）</p> <p>12 有効床面積の算定に当たっては、備え付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 なお、天井吊又は壁掛けの場合、居住性を阻害しない範囲であれば、有効床面積に算定しても差し支えない。</p> <p>13 採光面積は、建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要である。</p> <p>14 直接外気開放面積は、建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要である。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合には、必ずしも病室の床面積の20分の1以上でなくてもよい。</p> <p>○建築基準法（抜粋） （居室の採光及び換気）</p> <p>第28条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室（居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあっては7分の1以上、その他の建築物にあっては5分の1から10分の1までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。</p> <p>2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、20分の1以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>○建築基準法施行令（抜粋） （学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第19条（第1項略）</p> <p>2 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （省略） 2 診療所の病室 3 （省略） 4 （省略） 5 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの <p>3 法第28条第1項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(1)から(5)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から10分の1までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p> |
|--|---|

| | 居室の種類 | | 割合 |
|--|-------|-------------|-------|
| | (3) | 病院又は診療所の病室 | 7分の1 |
| | (7) | 前項第5号に掲げる居室 | 10分の1 |

15 換気設備は、自然換気設備（給気口＋排気口＋排気筒）、機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備のいずれでもよい。

16 病室は、地階または第3階以上の階には設けないこと。ただし、医療法施行規則第30条の12に規定する放射線治療病室は地階に設けることができ、主要構造部を耐火構造とする場合は病室を第3階以上に設けることができる。（医療法施行規則第16条第1項第2号）

17 病棟ごとに病床数等の小計が記載されていること。

※ 病室内のカーテンレール（ベッド）の位置、ナースコールの位置変更等については、平面図に図示されている場合には、本様式による変更許可申請が必要。（使用許可は不要）

| | |
|------------|---|
| 3 病室名の変更一覧 | 1 現在の病室名に変更が生じた場合に記載されていること。 (構造の変更等がなく、病室間における病室名のみを変更する場合に記載する。) |
| 4 看護師詰所 | <p>1 現在の病床数及び病室の入院定員に変更が生じた場合、並びに看護師詰所に変更が生じた場合に記載されていること。</p> <p>2 室名は、平面図と同一の室名が記載されていること。</p> <p>3 床面積は、壁芯面積で記載されていること。</p> <p>4 階数には、それぞれの看護師詰所が所在する階数が記載されていること。</p> <p>5 看護病床数には、一の看護師詰所の看護する病床数が記載されていること。</p> <p>6 看護病床数の内訳には、一の看護師詰所が看護する病床の所在する階数とその病床数が記載されていること。</p> <p>7 一の看護師詰所の看護する病床数については、60床以内が適当である。（精神病床については70床以内） なお、当該指導については、近畿厚生局と協議すること。</p> <p>8 原則として、看護師詰所は、看護する病室と同じ階に設置されていること。</p> <p>9 看護体制に支障がないと思われる場合は、看護する病室が2つの階に渡ってもよい。 なお、原則として3つの階に渡らないこと。</p> <p>※ 上記7～9については、平成22年3月5日付け保医発0305第2号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」を参照のこと。</p> |